



特定不妊治療費を助成します



少子化対策の一環として、不妊治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減を図ることを目的に、特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）に要する費用の一部を助成します。

〈対象者〉 次の要件をすべて満たす方

- ①北海道特定不妊治療費助成事業の助成が決定している方
- ②夫婦または夫婦のいずれかが町内に住所を有する方
- ③夫婦ともに町税等に滞納がない方

〈助成額・回数〉 特定不妊治療に要した自己負担額から、北海道から受けた助成額を差し引いた額について助成します。

- ・1回の治療につき10万円を上限に助成。
- ・助成回数は、北海道特定不妊治療費助成事業で定められた回数とします。
（初めて助成を受ける際の治療開始時の妻の年齢が40歳未満の場合6回、40歳以上43歳未満の場合3回）

〈必要な書類等〉 ①北海道特定不妊治療費助成事業の助成決定指令書の写し

- ②特定不妊治療費助成事業受診等証明書の写し
- ③医療機関が発行した領収書
- ④夫婦の住民票
- ⑤（夫婦のいずれかが町外に住所を有する場合）
他市町村での市町村民税等の滞納がないことを確認できる書類（納税証明書等）
- ⑥印鑑
- ⑦振込口座の番号、名義人がわかるもの
- ※②～④は、北海道の助成事業申請時に添付した書類の写しでかまいません。

〈申請窓口〉 日高町役場健康増進課、日高総合支所地域住民課、水・くらしサービスセンター、厚賀出張所

〈お問い合わせ〉 日高町役場 健康増進課 健康増進グループ 電話 01456-2-6571
日高総合支所 地域住民課 健康・介護グループ 電話 01457-6-3173

平成29年度日高町巡回児童相談について

- (1) 日程
 - ・平成29年8月2日（水）午前10時30分～午後4時30分
 - ・平成29年8月3日（木）午前10時30分～午後4時30分
- (2) 場所 申し込み状況によって、次のいずれかの会場で実施します。
 - ・門別地区～門別公民館
 - ・富川地区～富川公会堂
 - ・日高地区～日高町民センター
- (3) 相談担当者 室蘭児童相談所 児童福祉司 判定員
- (4) 相談内容
 - ・療育手帳の再判定
 - ・しつけ相談
 - ・言葉の障がい、身体障がい等
 - ・学校に行きたがらない
 - ・その他、子どものことで困っていること
- (5) 申込先

日高町役場 子育て福祉課 子育て支援グループ	電話 01456-2-6183
日高総合支所 地域住民課 福祉・保険グループ	電話 01457-6-3173

相談を希望される方は、6月23日(金)までに電話にてお申し込みください。相談は無料です。

なお、相談をお受けする方は、児童相談所がお子さんの状況を判断し決定しますので、必要性の高い方を優先させていただくことがあります。また、ご希望の日程から調整させていただく場合もありますのであらかじめご了承ください。

※療育手帳をお持ちの方で再判定の時期が近い方は、相談を受けることをお勧めします。

※今後の巡回児童相談の実施予定日
・平成30年2月7日(水)、8日(木)

児童手当の制度と受給手続きについて

「児童手当」～ 児童を養育している方に手当を支給することにより家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的としています。

請求者 (受給者)	ご家庭での生計中心者 (原則、収入が高く、税法上扶養している方や、児童と同一の健康保険に加入されている方になります。)
対象児童 及び 支給月額	<p>※子の年長者(18歳到達後の最初の3月31日まで対象)から第1子、第2子…と数えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 所得制限額未満の方 <ul style="list-style-type: none"> ・ 0～3歳未満(一律) 15,000円 ・ 3歳～小学校修了前(第1子・第2子) 10,000円 ・ 3歳～小学校修了前(第3子以降) 15,000円 ・ 中学生(一律) 10,000円 ● 所得制限額以上の方(特例給付) <ul style="list-style-type: none"> ・ 月額5,000円(一律)
所得制限額	扶養親族等の人数により異なりますので、窓口へお問い合わせください。
支払時期	6月 〔2月～5月分〕 10月 〔6月～9月分〕 2月 〔10月～翌年1月分〕 ※年3回 10日支給(土日、祝日の場合はその前日)
請求手続き	<p>お近くの役場窓口へ次のものを持参してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 認印 ● 請求者名義の普通貯金通帳 ● 請求者及び配偶者等のマイナンバー(個人番号カード又は通知カード) ※「通知カード」をご提示される方は運転免許証などの本人確認書類等をご持参ください。 ● 請求者及び児童の健康保険証(日高町国保加入者の場合は不要) ● 1月1日現在日高町にいない方は、前住所地の「所得・課税証明書」 <p>上記のほかにも必要に応じて書類を提出していただく場合があります。</p>

※ 原則として、認定請求した翌月からの受給となりますので、忘れずに手続きしてください。

※ 受給認定されている方でも対象児童が増えた方などは手続きが必要です。

☆6月に「現況届」の手続きが必要になります☆

児童手当をすでに受給している方は継続支給となりますので新たに申請手続きは必要ありませんが、6月に「現況届」が必要となります。

現況届の様式は6月中に受給対象となるすべての方に送付しますので、同封のご案内により手続きを行ってください。(以降、新たに受給対象となった方や対象児童が増えた場合は、出生届等の際に手続きを行ってください。)

※公務員の方は勤務先で手続きを行ってください。

<お問い合わせ>

日高町役場 子育て福祉課 子育て支援グループ 電話 01456-2-6183

日高総合支所 地域住民課 福祉・保険グループ 電話 01457-6-3173